

講演Ⅱ

私学共済年金制度の現状

被用者年金制度一元化 — その後 —

日本私立学校振興・共済事業団
広報相談センター長

塩 飽 勲 氏

被用者年金制度一元化 – その後 –

日本私立学校振興・共済事業団

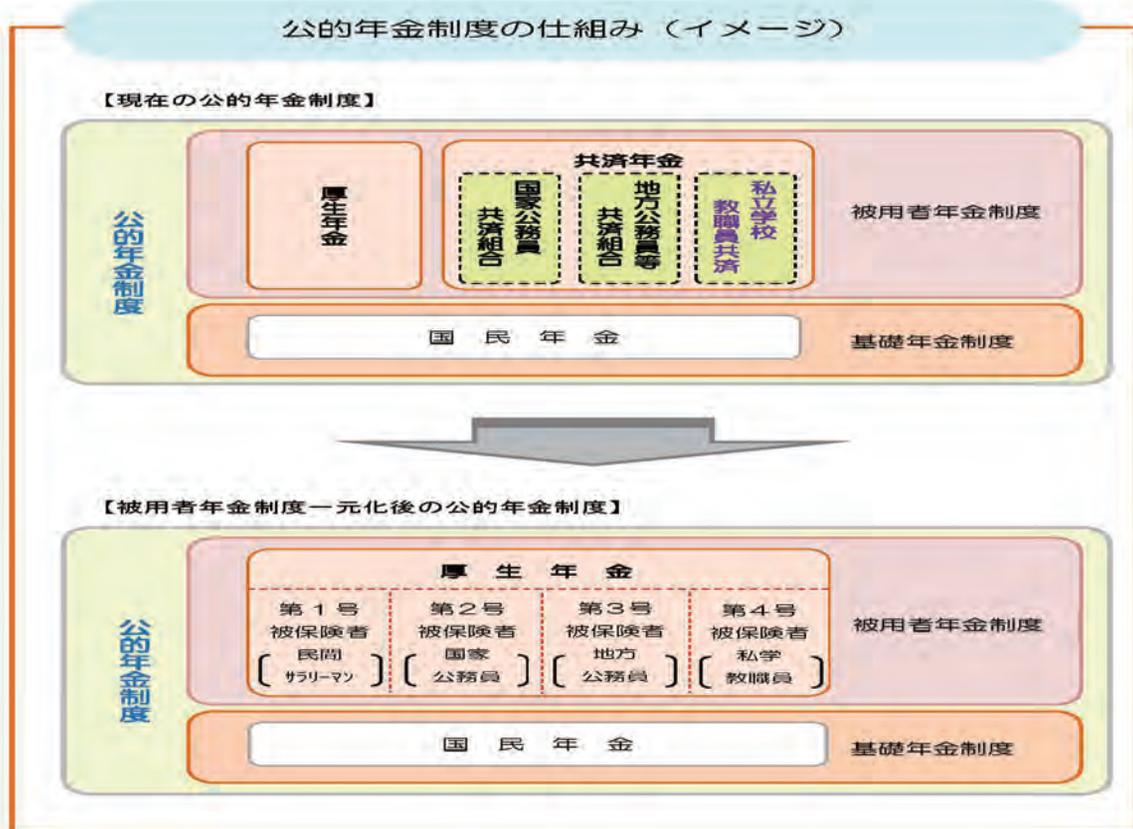
平成28年11月10日



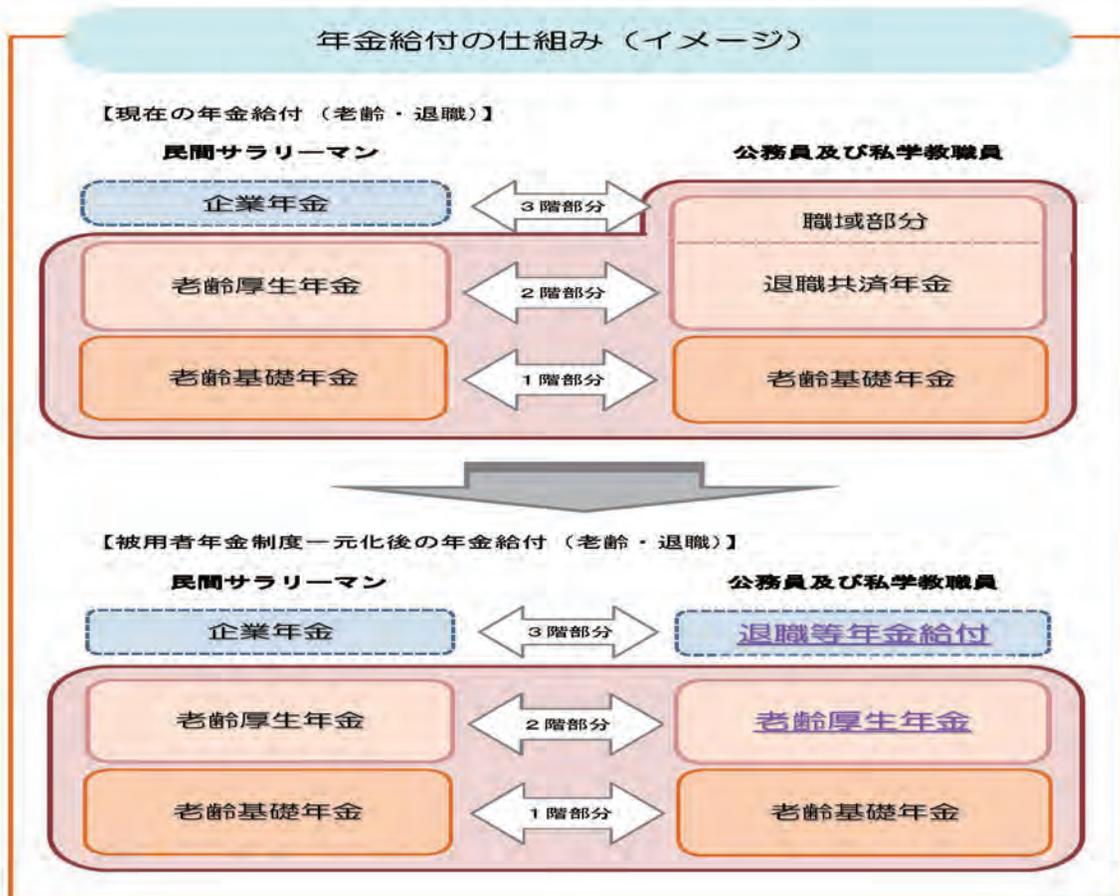
目 次

I 被用者年金制度一元化とは(おさらい)	… P 1
・ 公的年金制度の仕組み (イメージ)	
・ 年金給付の仕組み (イメージ)	
・ 退職等年金給付制度の仕組み (イメージ)	
・ 一元化前後の3階部分の年金給付 (イメージ)	
・ 年金給付の仕組み (一元化前後の比較)	
II 一元化後の厚生年金等のしくみについて	… P 6
・ 厚生年金等の請求・決定・支給	
・ 老齢・退職給付の基本的な仕組み	
・ 一元化前後の年金受給要件の違い	
・ 私学在職中の支給停止の仕組み	
・ 年金の支給繰上げ・繰下げ制度	
・ ねんきん定期便について	
・ 一元化後の年金積立金の運用状況	
III 年金制度の今後の展望	… P13
・ 検討されている制度改正等について	
・ 年金制度の課題	

I 被用者年金制度一元化とは（おさらい）

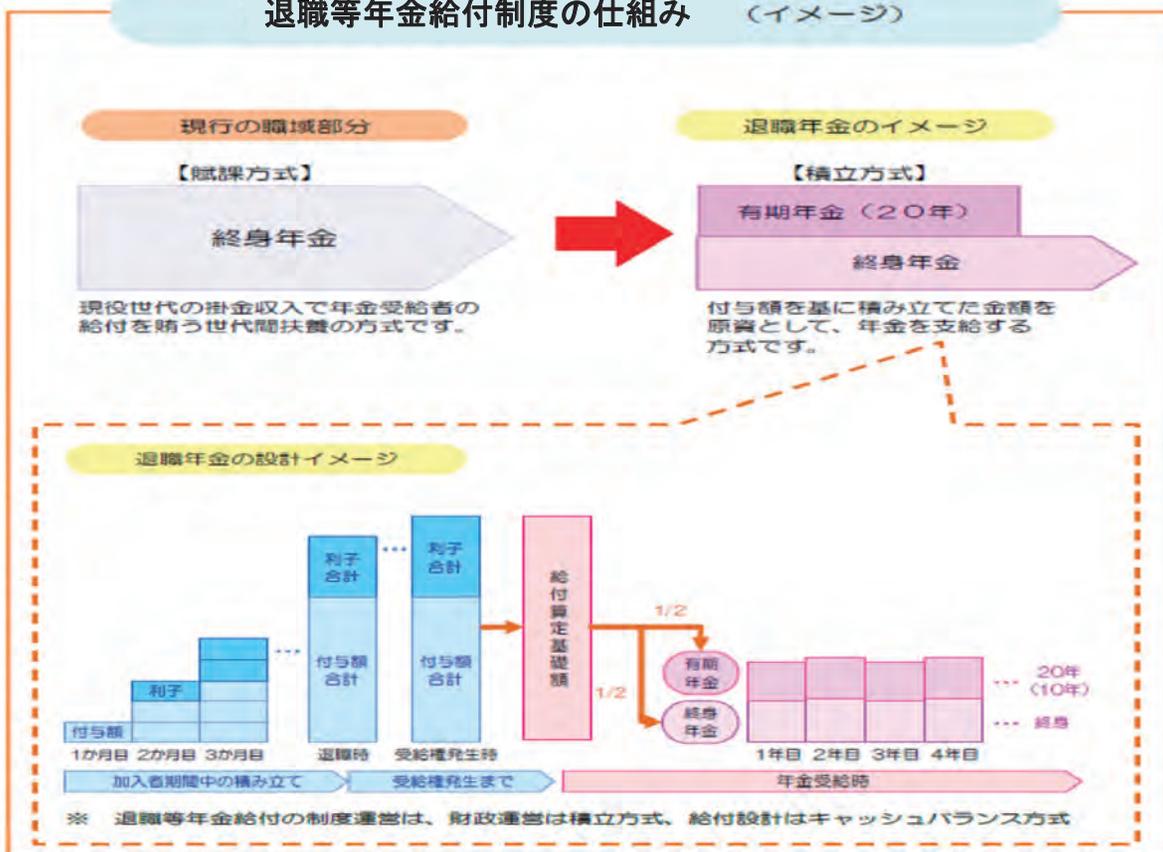


1



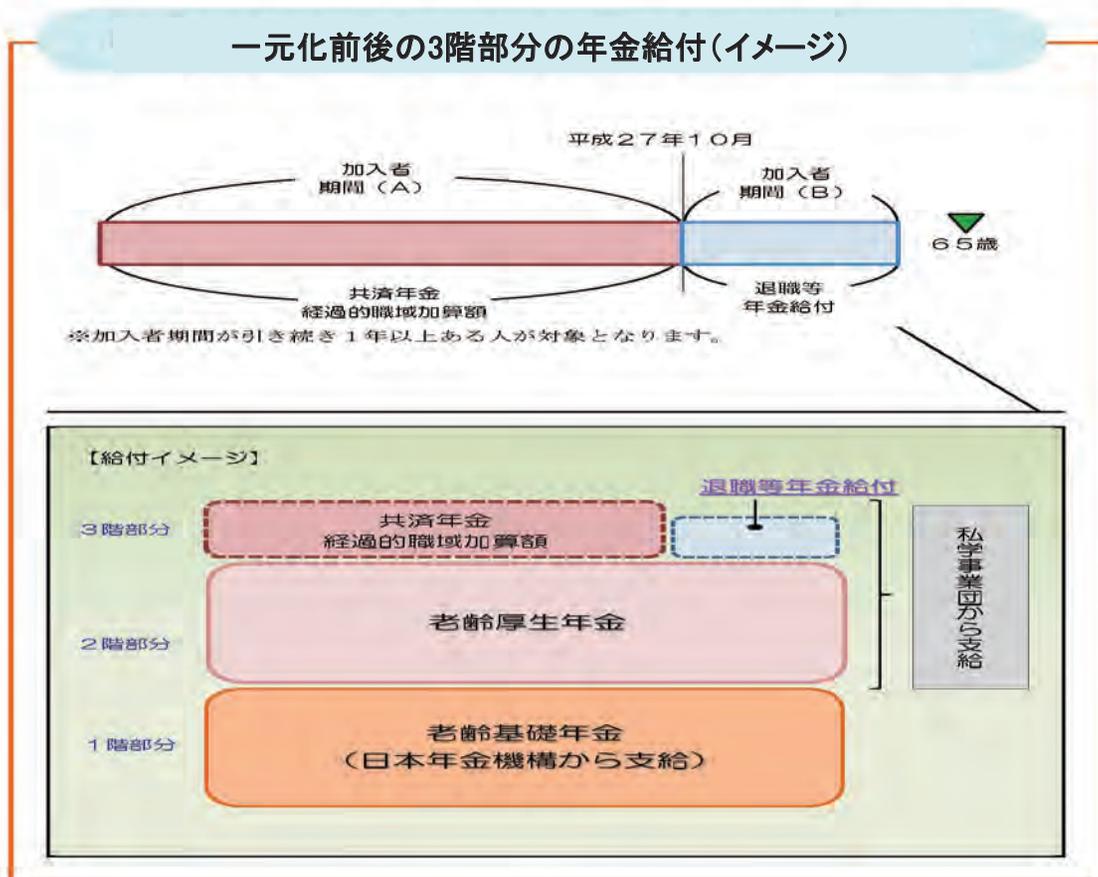
2

退職等年金給付制度の仕組み (イメージ)



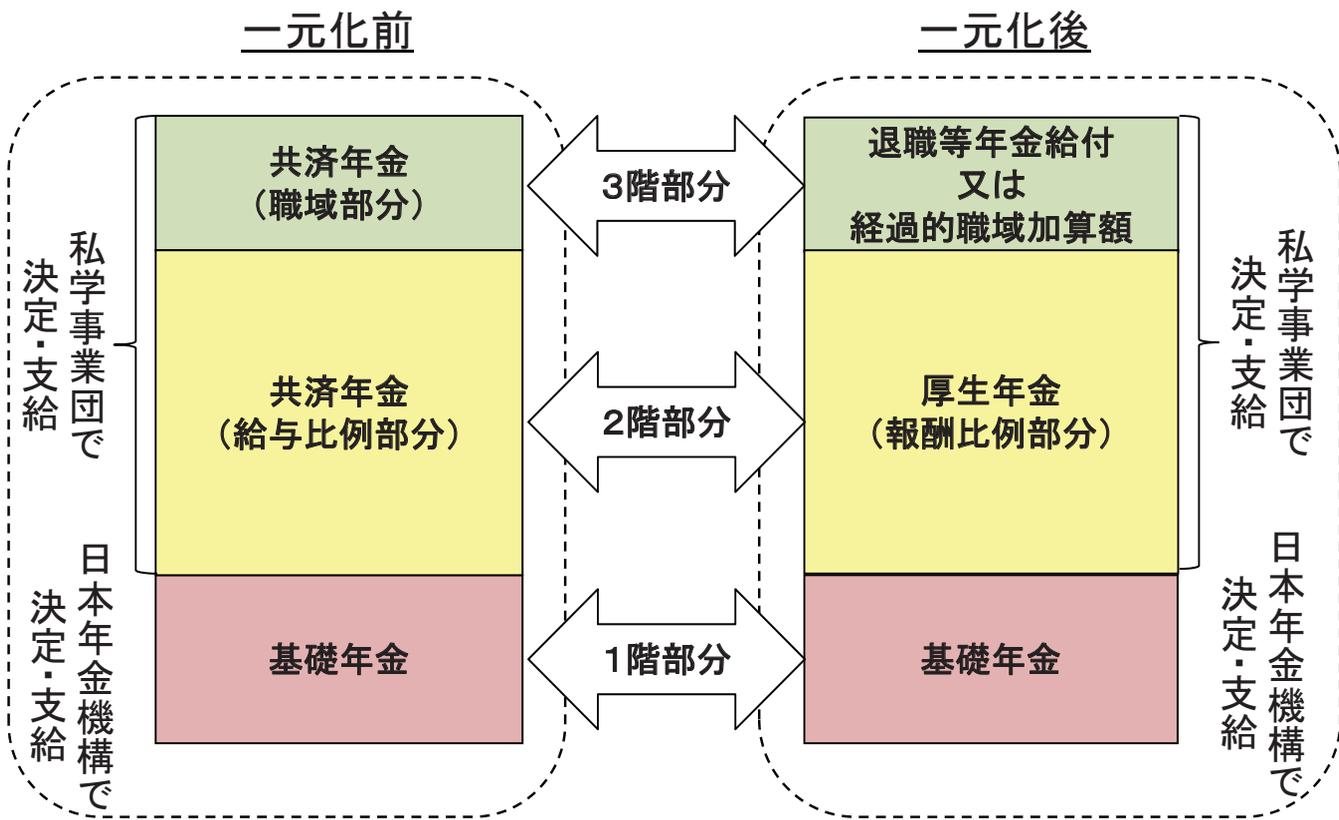
3

一元化前後の3階部分の年金給付(イメージ)



4

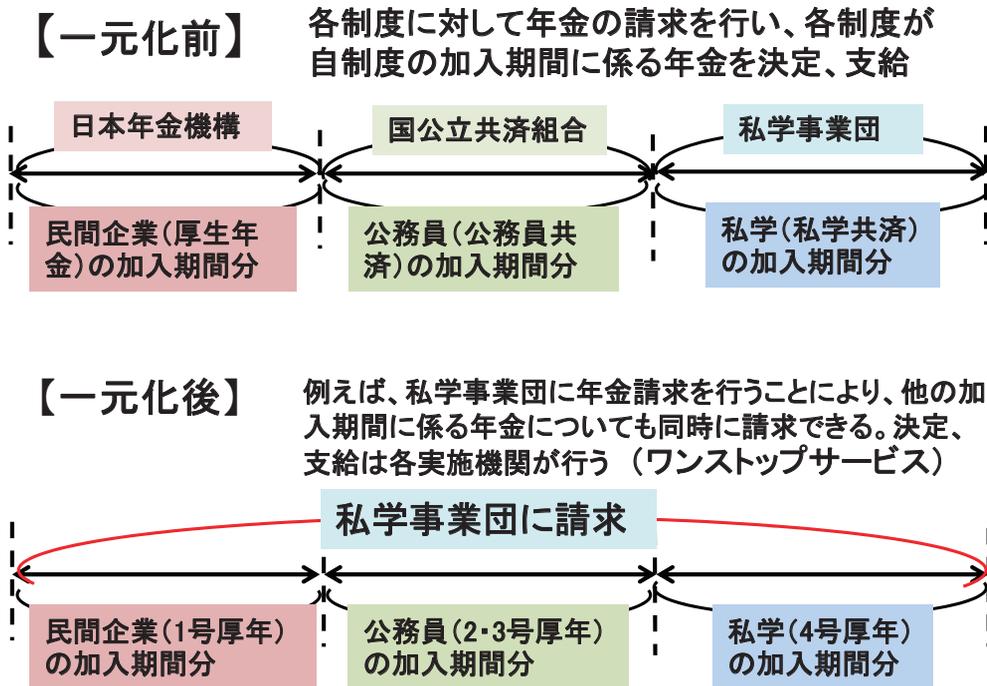
年金給付の仕組み（一元化前後の比較）



5

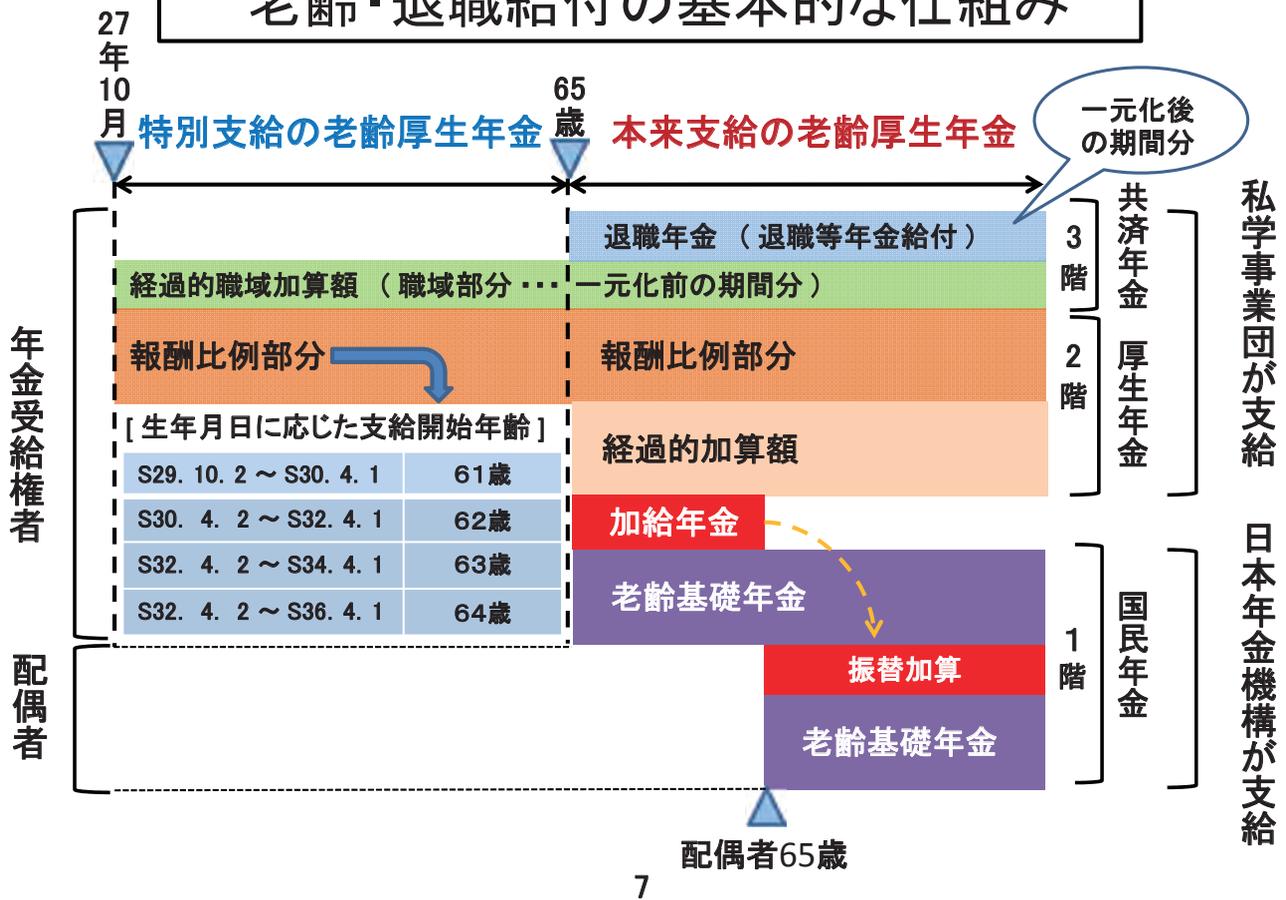
II 一元化後の厚生年金等のしくみについて

厚生年金等の請求・決定・支給



6

老齢・退職給付の基本的な仕組み



一元化前後の年金受給要件の違い

○ 受給要件

	一元化前	一元化後
65歳未満	特別支給の退職共済年金	特別支給の老齢厚生年金
	① 受給資格期間を満たしていること	受給資格期間を満たしていること
	② 私学共済の加入者期間が1年以上あること	厚生年金の被保険者期間(1号~4号)を合算して1年以上あること
	③ 生年月日に応じた年齢に達していること	生年月日に応じた年齢に達していること
65歳以上	本来支給の退職共済年金	本来支給の老齢厚生年金
	① 受給資格期間を満たしていること	受給資格期間を満たしていること
	② 私学共済の加入者期間があつて退職していること(在職中の場合は、加入者期間が1年以上)	厚生年金の被保険者期間(1号~4号)が1月以上あること
	③ 65歳以上であること	65歳以上であること

私学在職中の支給停止の仕組み

- 公的年金の内、1階部分の基礎年金は65歳になれば支給されるが、私学在職中は私学の3階部分経過的職域加算額(退職共済年金)は支給停止となる。2階部分の厚生年金は以下のとおり停止がかかる。
- 老齢厚生年金を受給している人が私学に再就職した場合、「年金+賃金」の額が一定の基準額を超えると停止となる。

＜年金の支給停止計算＞

$$\text{年金(基本月額)} + \text{賃金(標準報酬月額)} > \text{基準額}$$

- 基準額** {
- ・ 65歳未満のとき … 28万円
 - ・ 65歳以上のとき … 47万円

- 一元化前後の相違点

一元化前	一元化後
①老齢厚生年金の受給者が、公務員や私学に再就職した場合、年金の停止はない。 ②複数の年金の受給権がある場合、それぞれの制度ごとに年金の支給停止額を計算	①一元化により、公務員や私学教職員も厚生年金の加入者となり、上記のルールに基づき、支給の停止がかかる。 ②年金額を合算し、全体の停止額を求め、それを基本月額の比率で按分して、各々の年金の支給停止額を計算

9

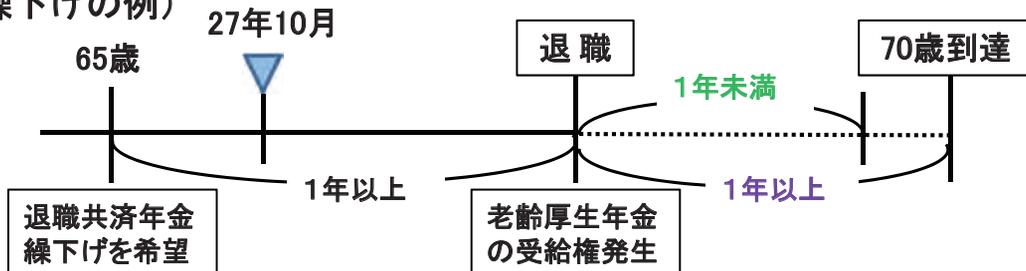
年金の支給繰上げ・繰下げ制度

- 年金の支給繰上げ・繰下げとは …

年金をもらう権利が例えば65歳で発生するとした場合、もらう時期を65歳より早めることを申し出て、減額された年金を受けることを支給の繰上げといい、もらう時期を65歳より遅らせることを申し出て、増額された年金を受けることを支給の繰下げという。(繰上げ・繰下げとも上限は60月)

- ・ **70歳到達まで1年未満の場合** … 1年以上の待機期間がないため繰下げできないので、退職時点で年金請求する
- ・ **70歳到達まで1年以上の場合** … 70歳到達までに1年以上の待機期間があるため、老齢厚生年金を繰下げ希望できる

(繰下げの例)



一元化前	一元化後
被用者年金制度ごとに繰下げ可能	被用者年金制度は一体的に繰下げ

10

ねんきん定期便について

★ 目的 : 年金加入記録を確認していただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくこと（在職中は誕生月に学校経由で本人宛に通知）

○ 節目年齢(35歳・45歳) 通知 A

- ①年金加入期間 ②加入実績に応じた年金見込額
- ③保険料納付額 ④年金加入履歴 ⑤標準報酬月額 of 月別状況
- ⑥国民年金保険料の納付状況

○ 節目年齢(59歳) 通知 B

- ①と④～⑥は通知Aと同じ
- ②は現在の加入条件で60歳まで加入した場合の年金見込額
- ③は保険料納付額のほか該当者にお知らせとして一時金返還額

○ 毎年(50歳未満) 通知 C

上記①～③は通知Aと同じ、そのほかには④～⑥ではなく直近13か月の保険料納付額、標準報酬月額、標準賞与額

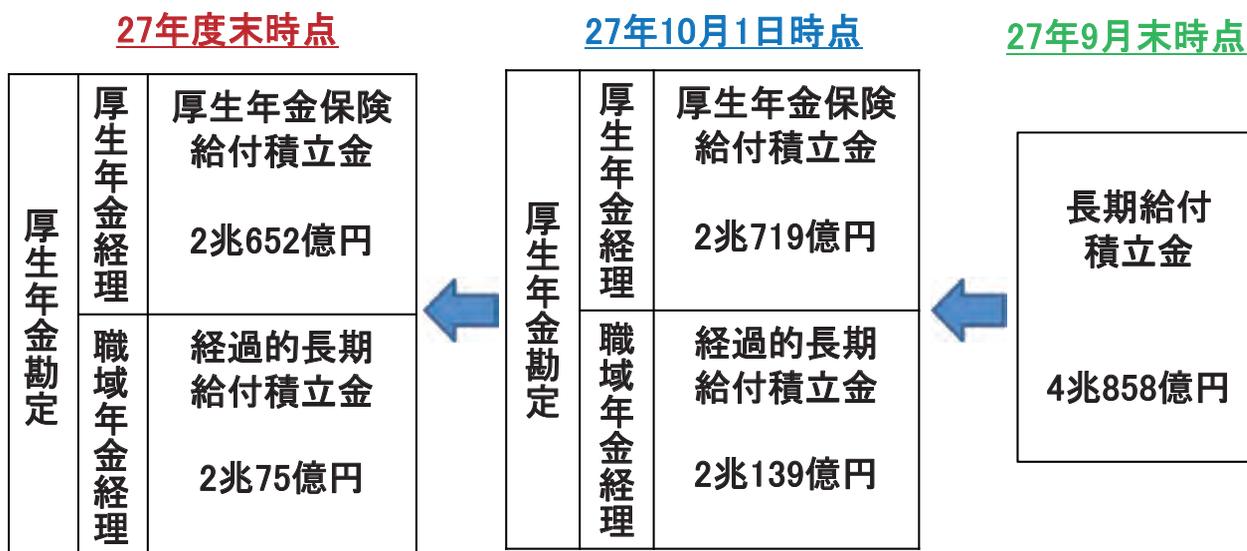
○ 毎年(50歳以上) 通知 D

上記①～③は通知Bと同じ、そのほかには④～⑥ではなく直近13か月の保険料納付額、標準報酬月額、標準賞与額

11

一元化後の年金積立金の運用状況

○ 厚生年金保険給付・経過的長期給付積立金（時価ベース）



○ 退職等年金給付積立金（簿価ベース）

27年度末時点	退職等年金給付勘定	193億円
---------	-----------	-------

12

Ⅲ 年金制度の今後の展望

検討されている制度改革等について

【年金の受給要件の緩和】

加入期間の短縮 25年 → 10年(新たに約64万人増加)

【年金改定の仕組みの見直し】

- ・マクロ経済スライド デフレ化未実施 → 景気回復時に調整
- ・賃金下落 > 物価下落 物価下げ幅 → 賃金の下げ幅で改定
- ・賃金下落、物価上昇 改定なし →

13

年金制度の課題

【持続可能性】

○支え手の確保(少子化による現役世代の減少)

- * 女性及び高齢者の就労促進(短時間労働者の適用拡大)
- * 子ども・子育て支援の充実による出生率の回復(中・長期的対策)

【給付の十分性】

○マクロスライド調整による公的年金の給付水準低下

- * 私的年金(積立共済年金、確定拠出年金など)の普及拡大

14

短時間労働の教職員等に対する 私学共済制度の適用拡大

- 制度の目的(適用拡大の考え方) ＜根拠法令＞ 年金機能強化法
施行日 平成28年10月1日
- ① 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない、非正規労働者に社会保険を適用し、**社会保険における格差を是正する。**
 - ② 働かないほうが有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、**今後の人口減少社会に備える。**
- 1 適用拡大の対象となる5つの要件
- 1) 所定労働時間が週20時間以上であること
 - 2) 月額賃金が88,000円以上であること
 - 3) 勤務期間が1年以上見込まれること
 - 4) 学生を適用除外とすること
 - 5) 特定学校法人等の基準に該当すること

15

2 標準報酬月額 of 算定にかかる支払基礎日数について

定時決定等の届出の対象 となる月の支払基礎日数	通常の加入者	短時間労働加入者
	17日以上	11日以上

・ **標準報酬月額とは・・・**

掛金等や給付金の計算基礎となるもので、毎月支払われる基本給及び諸手当(賞与を除く)を合計した額を、私立学校教職員共済法(第22条)で定められている**標準報酬月額の等級表**に当てはめて事業団が決定する。

・ **標準報酬基礎届(定時決定)とは・・・**

掛金等や給付金の計算基礎となる標準報酬月額を決めるに当たり、学校法人等から毎年4・5・6月の報酬月額を「標準報酬基礎届書」で届け出てもらい、届出を行った報酬月額に基づき決定(**定時決定**)された標準報酬月額は、当年9月～翌年8月まで使用することになる。

・ **標準報酬月額の随時改定とは・・・**

上記の標準報酬基礎届により事業団が決定した標準報酬月額に、著しい変更(報酬月額表で2等級以上の変更)が生じた場合は、変更のあった月から3か月目に「標準報酬月額改定届書」を提出することにより、事業団が標準報酬月額を改定(**随時改定**)する。

16

【 標準報酬月額の下限改正 】（平成28年10月から）

[標準報酬月額の等級表]

改正前		改正後		標準報酬月額
等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額	
第1級	98,000円	第1級	88,000円	93,000円未満
		第2級	98,000円	93,000円以上101,000円未満
第2級	104,000円	第3級	104,000円	101,000円以上107,000円未満
～	～	～	～	～
第30級	620,000円	第31級	620,000円	605,000円以上635,000円未満
～	～	～	～	～
第46級	1,390,000円	第47級	1,390,000円	1,355,000円以上

17

3 通常の加入者の資格取得基準の変更について

- 短時間労働者の適用拡大に伴い、**28年10月から加入者の資格取得基準が、下記のとおり変更になり明確化されました。**

改正前の基準	改正後の基準
1日又は1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が概ね4分の3以上	1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以上
加入者として取り扱うことが適当な場合は、総合的に勘案し、加入者の適用を判断すること	廃止

注) 改正後の3/4の基準や短時間労働加入者の要件を満たしていない場合でも、施行日前から加入者である人は、経過措置により引き続き加入者となる。

<参考> 私立学校教職員共済法(第14条) 加入者とは・・・

- ・学校法人等に使用されるもので、学校法人等から報酬を受ける者(専任でない者、臨時に使用される者、常時勤務に服しない者等を除く)

18